

令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業実施要領

(目的)

第1 県は、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な6次産業化等に取り組み、他の事業者の目標となり、県産品の知名度向上に資する6次産業化トップランナーを育成・支援していくため、この要領に定めるところにより、6次産業化チャレンジ総合支援事業を実施する。

(事業実施主体)

第2 事業実施主体は、次の①～③のいずれかに該当する者で、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品開発又は既存商品のブラッシュアップにチャレンジしようとする者とする。

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
- ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- ③ 愛媛県内の農林水産業関係団体

(事業実施主体の要件)

第3 第2条に該当する者については、次の①～④全てを満たしかつ、⑤～⑥のいずれかに該当する者とする。

- ① 提案した事業内容について他の補助金を重複して利用しない者
- ② 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）
- ③ 過去に複数回利用した者については、最終利用年度から3年以上本事業の補助を受けていない者
- ④ ろくじすとクラブに登録している、もしくは登録する者
- ⑤ 愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターを活用したことがある者
- ⑥ えひめ6次産業化推進チームの構成組織により6次産業化に係る取組みのサポートを受けている者

(事業の内容等)

第4 事業実施主体は、6次産業化にチャレンジするために必要な、次の各号の全部又はいずれかの事業を実施する者とする。

- (1) 会議の開催（ソフト事業）
新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など
- (2) 調査・検討（ソフト事業）
市場調査、商品のブラッシュアップの検討など
- (3) 新商品開発（ソフト事業）
試作品又は新商品の製造、成分分析等検査、パッケージデザインの開発など
- (4) 販路開拓（ソフト事業）
商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など
- (5) その他6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み（ソフト事業）
- (6) 機械等の整備（ハード事業）
ソフト事業の実施に合わせて取得する必要があるものとする。また、中古品又は既存施設の活用も可能とするが、原則として一つの機械等当たりの取得価額が10万円を超えるものとする。

2 事業の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) ソフト事業において外部委託する場合は、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 機械等の整備に当たっては、複数の事業者から見積書を徴したうえで選定すること。ただし、価格による選定が馴染まない特別な理由がある場合は、この限りではない。

(補助金の交付)

第5 県は公募により事業を募集し、応募のあった事業のうちから、より実施効果が高いと認められる事業を選考のうえ、別に定めるところにより、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(応募方法)

第6 応募しようとする事業者は、別に定める愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領により、事業申込書に令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業計画書(以下「事業計画書」という。)を添えて知事に提出しなければならない。

(選考方法)

第7 補助金交付対象事業は、県の設置する審査会において、別表で定める基準に基づく審査を経て適当と認められた時は事業採択者を決定し、知事は事業計画書を承認する。

2 審査会については、別に定める。

(事業の着手)

第8 事業の着手は、補助金交付決定に基づき行うものとする。

(事業の確認)

第9 知事は、この事業の実績について、書類及び必要に応じて現地調査等によって確認するものとする。

(6次産業化(地域資源活用・地域連携)プランナー等による支援)

第10 事業の円滑な実施に当たって、事業実施主体から支援を求められた場合、県は愛媛6次産業化(地域資源活用・地域連携)サポートセンターと連携し、支援対象者として認められれば、6次産業化(地域資源活用・地域連携)プランナー等の支援人材を派遣することができるものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月21日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 令和8年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表（第7関係）

（事業選考基準）

新規性	競合商品とオリジナリティについて
	新商品の強みについて
将来性	ターゲット設定と販路、経営改善の見込みについて
	補助事業の効果（地域や市場への波及効果、県産品の知名度向上、他事業者等との連携、県その他施策との連携等）について
生産性	事業の遂行能力（生産体制、雇用、衛生管理）について
	補助期間終了後の事業の継続性について
費用対効果	事業成果を踏まえた経費の妥当性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助事業利用状況	利用回数及び事業内容（新商品開発、ブラッシュアップ）について
その他	事業実施主体の経営規模等について
	事業スケジュールについて